

さいたま地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 租税債権存在確認請求事件
国側当事者・国
令和3年10月6日認容・確定

判 決

原告 国
同代表者法務大臣 上川 陽子
同指定代理人 井上 恵理子
外別紙1指定代理人目録のとおり
被告 有限会社 Y
同特別代理人 ●●

主 文

- 1 原告が、被告に対し、別紙2訴状写し添付の租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 1 原告は、別紙2訴状写し「第2 請求の原因」欄記載のとおり請求の原因等を述べ、同訴状写し添付の租税債権目録記載の租税債権に係る消滅時効の中断を目的として、被告に対し同租税債権を有することの確認を求めた。
- 2 証拠（甲1ないし9）及び弁論の全趣旨によれば、上記請求の原因等は全て認められる。
- 3 よって、原告の請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 倉澤 守春
裁判官 日浅 さやか
裁判官 小野寺 俊樹

別紙 1

指定代理人目録

倉田 将幸、渡部 俊治、宅原 薫、山田 明德、大嶋 紹恭、田中 幸輝、島 和也

以上

訴 状

令和3年5月14日

さいたま地方裁判所 御中

原告指定代理人

井上 恵理子
須波 敏之
倉田 将幸
渡部 俊治
宅原 薫
山田 明德
大寫 紹恭
田中 幸輝
佐藤 嘉誉子
倉澤 正美
酒井 洋行
島 和也

原告

国

代表者法務大臣

上川 陽子

指定代理人

井上 恵理子
須波 敏之
倉田 将幸
渡部 俊治
宅原 薫
山田 明德
大寫 紹恭
田中 幸輝
佐藤 嘉誉子
倉澤 正美
酒井 洋行
島 和也

被告

有限会社 Y

特別代理人

租税債権存在確認請求事件

第1 請求の趣旨

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 被告の概要

被告は、美容業等を目的とする有限会社であり、さいたま地方裁判所において、平成27年10月●日午後5時に破産手続開始が決定され（以下「本件破産事件」という。）、平成28年6月●日に破産手続廃止の決定が確定したが、現時点で清算終了していない会社である（甲1）。

2 原告が被告に対して有する租税債権

- (1) 原告は、令和3年2月12日現在、被告に対し、別紙租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した合計2428万2898円の各租税債権（以下「本件各租税債権」という。）を有しているところ（甲2）、原告が本件各租税債権を取得するに至った経緯は以下のとおりである。

なお、本件各租税債権は、現在も、上記本件各租税債権の額に令和3年2月13日以降の期間に発生した延滞税が加算された全額が未納となっている。

- (2) 大宮税務署長は、別紙租税債権目録番号1ないし8の各源泉所得税（別表1の項番1ないし8に対応）及び番号18ないし21の各源泉所得税及復興特別所得税（別表1の項番9ないし12に対応）について、別表1のとおり、被告に対し、「④納税告知日」欄の日に、「⑤納税告知額 本税」欄記載の税額のとおり、国税通則法（以下「通則法」という。）36条に基づき、納税の告知をするとともに、「⑤納税告知額 加算税」欄記載の税額の不納付加算税の賦課決定及び納税の告知を行った。なお、その後、上記賦課決定及び納税の告知に対する被告からの不服申立てはないまま、その申立期限を徒過している。
- (3) 被告は、別紙租税債権目録番号9、12、14及び15記載の各消費税及地方消費税について、それぞれ、別表2項番1、4、6及び7のとおり、大宮税務署長に対し、別表2「④申告日」欄記載の日に、「⑥確定した納税額 本税」欄の額を納税額とする確定申告を行った。
- (4) 被告は、別紙租税債権目録番号10、11、13、16及び17記載の各消費税及地方消費税について、大宮税務署長に対し、中間申告書の提出期限（別表2「⑤法定納期限」欄記載の日と同じ。消費税法42条4項及び同法48条）までに中間申告書を提出しなかったため、別表2項番2、3、5、8及び9のとおり、「⑤法定納期限」欄記載の日に、「⑥確定した納税額 本税」欄記載の額を納税額とする中間申告を行ったものとみなされた（消費税法44条）。
- ### 3 滞納処分等の状況
- (1) 大宮税務署長は、被告に対し、通則法37条1項の規定に基づき、本件各租税債権につき、別紙租税債権目録「督促等年月日」欄記載の日（なお、別表1の「⑦ 督促年月日」及び別表2の「⑦ 督促年月日」欄記載の日と同じ）に、督促状によりその納付を督促した（以下「本件各督促処分」という。甲2）
- (2) 被告は、別紙租税債権目録番号1ないし6及び9ないし13（別表1の項番1ないし6及び別表2の項番1ないし5に対応）を含む各国税について、平成24年8月24日、大宮税

務署長に対し、分割して納付する旨の納付計画を記載した納付誓約書を提出した（以下「本件承認」という。甲3）。

- (3) 大宮税務署長は、平成26年6月17日、通則法43条3項の規定に基づき、被告の別紙租税債権目録番号1ないし16、18及び19の各国税について、関東信越国税局長に徴収の引継ぎを行った。

なお、大宮税務署長は、以後新たに滞納となった各国税（別紙租税債権目録番号17、20及び21）についても、順次、関東信越国税局長に徴収の引継ぎを行った。

- (4) 関東信越国税局長は、平成27年10月22日、本件破産事件に対し、別紙租税債権目録記載の各国税について、別表1「⑩ 本件交付要求」欄及び別表2「⑩ 本件交付要求」欄記載のとおり、国税徴収法82条に基づく交付要求を行い（以下「本件交付要求」という。甲4、5）、本件交付要求に係る交付要求書は、同年11月2日に発送され、執行機関であるさいたま地方裁判所へ同月3日に（甲6、7）、破産管財人弁護士Aへ同月4日に（甲8、9）にそれぞれ送達された。

また、本件交付要求に係る交付要求通知書は、被告に対し、同月2日に発送され（甲6、8）、遅くとも同月4日には、被告に送達されたものと推定される（通則法12条2項）。

- (5) 本件破産事件は、平成28年5月●日に破産手続廃止の決定がされ、同年6月●日に確定した（甲1）。

4 本件各租税債権の消滅時効の中断について

- (1) 国税の徴収権の消滅時効の中断に関する法令の規定等

ア 通則法72条は、国税の徴収を目的とする国の権利（以下「国税の徴収権」という。）について、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅すること（同条1項）、国税の徴収権の時効は援用を要せず、その利益を放棄できないこと（同条2項）、国税の徴収権の時効については、同法第7章2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用すること（同条3項）を規定している。

イ 国税通則法（ただし平成29年法律第45号による改正前のもの。以下「改正前通則法」という。）73条1項は、国税の徴収権の時効は、納税に関する告知、督促、交付要求等の処分の効力が生じた時に中断し、同項各号に掲げる期間を経過した時から更に進行することを規定し、かかる期間として、納税に関する告知については、その告知に指定された納付に関する期限までの期間（同項3号）、督促については、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間（同項4号）、交付要求については、その交付要求がされている期間（同項5号。納税者に対する交付要求の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）である旨規定している。

また、同条5項は、国税についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税についての国税の徴収権につき、その時効が中断することを規定している。

ウ 民法（ただし平成29年法律第44号による改正前のもの。以下「改正前民法」という。）における時効の中断事由は、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、承認とされ（同法147条各号）、中断した時効は、その中断事由が終了した時から新たに進行を始めるとされている（同法157条1項）。

なお、改正前民法147条3号の承認について、その具体的な方法としては、債務の一部

弁済、利息の支払い、担保の供与、支払の猶予の懇請などがある（川島武宜編「注釈民法（5）総則（5）」・124ないし128ページ参照）。

(2) 本件各租税債権の消滅時効の中断について

ア 本件各租税債権について、前記（1）で述べた国税の徴収権の時効中断に関する法令の規定を当てはめると、まず、本件各租税債権のうち、各源泉所得税及び復興特別所得税に係る国税（別紙租税債権目録番号1ないし8、18ないし21）の徴収権の時効は、各法定納期限（別表1「③法定納期限」欄参照）の翌日から進行し、通則法36条1項1号に基づく納税の告知により中断した後、同告知に指定された納期限（別表1「⑥納期限」欄参照）の翌日から進行している（改正前通則法73条1項柱書き及び3号）。

また、本件各租税債権のうち、各消費税及地方消費税に係る国税（別紙租税債権目録番号9ないし17）の徴収権の時効は、各法定納期限（別表2「⑤法定納期限」欄参照）の翌日から進行している。

そして、本件各租税債権は各納期限までに完納されなかったため、いずれも各納期限の翌日から5年を経過しないうちに、通則法37条1項の規定に基づき本件各督促処分が行われている（甲2、別紙租税債権目録「督促年月日」欄、別表1「督促年月日」欄、別表2「⑦督促年月日」欄参照）。これにより、本件各租税債権の消滅時効は再度中断し、本件各督促処分に係る督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行している（改正前通則法73条1項4号）。

イ その後、本件各租税債権のうち別紙租税債権目録番号1ないし6及び9ないし13の各国税（別表1の項番1ないし6、別表2の項番1ないし5に対応）については、本件各督促処分後の日から5年を経過する前の平成24年8月24日、被告による本件承認（甲3）が行われ、これにより、国税の徴収権の時効が中断し（通則法72条3項が準用する改正前民法147条3号。別表1「⑨本件承認」欄、別表2「⑨本件承認」欄参照）、翌日から新たに時効が進行している。

なお、本件承認について、前記3（2）で述べたとおり、被告は、大宮税務署長に対し、納付誓約書（甲3）を提出しているところ、同書には、同書に記載された各国税（別紙租税債権目録番号1ないし6及び9ないし13を含む。）を「納付計画」欄のとおり納付する旨が記載されており、これは、被告の大宮税務署長に対する、承認の具体的方法としての「支払の猶予の懇請」に当たる（前記（1）ウ）。

ウ さらに、本件各租税債権のうち、前記イの各国税については、本件承認の日から5年を経過する前の、そのほかの各国税（別紙租税債権目録番号7、8及び14ないし21）については、本件各督促処分後の日から5年を経過する前の、平成27年11月3日及び4日、本件交付要求に係る交付要求書が執行機関に送達され（甲4ないし9）、また、その頃被告に対して本件交付要求に係る交付要求通知書が送達され、これにより、国税の徴収権の時効が中断し（改正前通則法73条1項5号。別表1「⑩本件交付要求」欄、別表2「⑩本件交付要求」欄参照）、平成28年6月●日に本件破産事件の破産手続廃止の決定が確定したことにより（甲1）、翌日から新たに時効が進行している。

エ 以上のとおり、本件各租税債権に係る国税の徴収権の時効は、現在において、いずれも、新たに進行を開始してから5年を経過しておらず、時効により消滅していない。

5 本件各租税債権存在確認請求の必要性（確認の利益）

原告は、被告に対して本件各租税債権を有しているが、現在において被告の財産が見当たらないことから、被告に対する滞納処分等による時効の完成を妨げる措置を採ることができない。

したがって、このまま放置すれば、本件各租税債権に係る国税の徴収権は、本件交付要求の効力が消滅した平成28年6月●日の翌日から5年の経過（令和3年6月●日）をもって時効により消滅することとなるから、原告は、時効更新のために本件訴訟を提起するものであり（通則法72条3項が準用する民法147条1号）、確認の利益は認められる。

第3 結語

よって、原告は、時効を更新するため、被告に対し、本件各租税債権を有することの確認を求める。

証拠方法、別紙、別表 1、2 省略